



平成24年4月9日  
内閣府（防災担当）

## 中央防災会議「防災対策推進検討会議」（第6回） 議事要旨について

### 1. 専門調査会の概要

日時：平成24年3月7日（水）18：00～19：30

場所：官邸2階小ホール

出席者：

＜閣僚委員＞藤村内閣官房長官（座長）、中川防災担当大臣、  
平野東日本大震災総括担当大臣、田中防衛大臣、松原国家公安委員長、  
奥田国土交通副大臣

＜学識経験者委員＞泉田、清原、志方、田村、林、平野、増田、宗片委員

＜その他＞竹歳内閣官房副長官、後藤内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官、  
福田総務大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官、米村内閣危機管理監 他

### 2. 議事要旨

#### (1) 内閣府特命担当大臣（防災）挨拶

中間報告案について、前回の会議及びその後に委員からいただいた意見を踏まえ、中間報告案をとりまとめて用意した。

中間報告は、全体で4章の構成となっている。第1章では、日本の持続的発展には防災対策が不可欠であるということを示し、第2章では、東日本大震災からの貴重な教訓や課題をとりまとめている。第3章では、教訓と課題を受け「ゆるぎない日本」の再構築のための防災対策の全般的な見直しの方向性を示し、第4章では、最終報告に向けての対応を記している。

#### (2) 自由討議

ア 中間報告の内容の説明（長谷川防災対策推進検討室長）＜略＞

イ 討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

#### 【中間報告（案）について】

- 防災対策の中に復興の概念や、その基本的枠組みの法制化を位置づけるこ

とを今回記載しているが、最終報告までには詰める必要がある。

- 復興は災害が起こってから考えるということを繰り返すことはできない。事前にきっちりと体系化しておくことが必要。
- 住民等による避難所運営委員会を平常時から動かすべき。備蓄は、専門家が考えたものを置いておけばいいのではなく、復興を考えて何が必要になるかを住民間で議論する過程そのものが防災学習になる。
- 中間報告に「応援地方公共団体から被災地方公共団体への費用の求償を国への直接請求が可能かどうか検討」とあるが、今の制度を前提とすると、被災地方公共団体の負担分は交付税措置があっても全額国では無く、被災自治体は費用の負担に苦しむことになる。
- 国が指定する大規模災害については、救助費用は国が全額負担、それゆえ国に直接求償する、ということができないか検討が必要。
- 中間報告に「地方公共団体が応急仮設住宅として民間の賃貸住宅を借り上げる際の取扱いについての整理」とあるが、災害救助法の現物支給原則から、現物で渡さなければならないことが問題で、関係機関の事務手続きが要る。法制度を時代に合わせて検討する必要がある。
- 防災教育は、知識を得ても、どう行動できるかが問題。災害は千差万別で、自分でその場で判断して行動する力が要る。専門家が考えたことをみんなに知らせたらいいという上から目線で済む問題ではない。
- 戦後の復興時、「生活を見つめ、生活を高めよう」というスローガンの下、青空公民館の形で、田んぼのあぜ道で車座になって、全国で社会教育が展開され、青年団や農村若妻会などのメンバーが育った。そのメンバーは、地方で今もまちづくりの主力になっている。
- 例えば文部科学省の生涯学習政策局など、知見を重ねてきているところに防災・減災学習をかぶせていく。既存の学習の資源を生かしていくよう検討する必要がある。
- 中間報告の「二次・広域避難」について、東日本大震災では、市町村の壁、県の壁を越えて避難をすることがうまく機能しなかった。市町村の全域が被災した場合、被災情報が周知できない場合に、市町村だけで避難指示をすると、住民はどこに行ってもいいかわからなくなる。
- 例えば、非常事態宣言を国が出したら、市町村長が持っている避難指示、避難勧告の権限がより広域な団体で調整できることを災害対策基本法で定められるなら、もう少し円滑な調整ができる。
- 県内で広域避難に関する調整をした際、市町村長の中には、長期避難の費用負担がはっきりしないと受け入れにくいとの話が出た。費用負担が制度的に担保をされていないと、広域避難の調整が困難である。

- 大規模災害時には、会計法や、特に補助金適化法の適用を止めるなどの検討が必要。
- 中間報告に「指揮命令系統の一元化」、「災害緊急事態」が記載されているが、市町村単位で財政も危機管理も完結させることが災害対応の足を鈍らせているところがある。これをもう少し具体的に指摘をすれば、法制度を考えるとときに役に立つと思う。
- 中間報告(案)は全体的によくまとめているが、各省庁がこれに対していろいろとやっていこうという決意が書かれると心強い。
- 中間報告は、行政目線で書かれているので、最終報告に向け、国民に対しても直接呼びかけるメッセージが必要。「行政はこんなことを備えるので、国民の皆さんもそれを理解し、この国難と言うべき大きな災害を乗り切った知見を後世に伝えてほしい。」といった役割分担を含めたメッセージを送ることが必要。
- 改善すべきメニューはだいぶ出そろったが、それを形にするのに、今の各省庁の所管の束の中で動いていけるのか、今後、更に制度の在り方、体制の在り方について検討が必要。
- 地震調査推進本部が毎年出している長期評価において、昨年1月付で宮城県沖が一番高く、大震災はそこで起こった。次に高い、東海、東南海、南海地震で、中間報告に記載されているが、長期評価の確率に基づき我が国として、所要処置・対策を考察・実施することは、必要。
- 災害協定を結んでいた基礎自治体の財政基盤が弱いため、被災市町村への直接の支援に積極的になれない例がある。今回は、結果的に協定を締結した自治体が連携し、被災自治体の支援を行い、その財政的問題も手当できたが、この教訓を制度改正、災害救助法の法改正として今後に備えるべき。改正の要点は、まず、市町村の役割、権限について同法に規定すること。
- 市町村など自治体間で直接調整ができ、水平的な支援が行われるようにするには、支援に要した費用について被災自治体に対して求償権を持つのではなく、支援した自治体が国に対して求償権を持つべき。これが整備されれば、首都圏直下型地震等の際、財政基盤の弱い自治体であっても、早期かつ積極的に支援が行われることにつながる。
- 大規模災害では、災害救助法の救助費用を全額国庫負担にしたらどうかというご提案だが、我が国の災害救助制度は、国と自治体が費用を分担する制度になっている。被災自治体、応援自治体とも、国に全額費用請求をする制度に改めるのは、災害救助制度の全面的な見直しが必要で、根本的な制度変更になる。しっかりした議論をしていただく必要がある。
- 自衛隊は10万人体制で人命救助、食料品、衣料、日用品、医薬品などの物

資輸送等を実施した。現場では人命救助を最優先することを考えたが。

- 官邸等からの要請で自衛隊駐屯地から発電車を急いで福島原発に派遣したが、到着した途端に爆発が起こり、発電車等を退避せざるを得なかった。原発の状況等の情報の伝達、各省の連携が良ければこれも間に合って、原発の爆発を食い止めることもできたのではないか。
- 特定非営利活動法人日本防災士機構の「防災士」という民間資格があるが、数万円の講習料が必要。こういうものは、自治体なり国が援助をしてでも教育を受ける数を多くすることが重要。地域や企業の中で多くの防災リーダーを育成することが、「自助」、「共助」の育成に必要。
- 自衛隊は、当初一般の方々ができない人命救助を集中して行うのが主要な任務。それ以外の仕事は、民間の力で可能になった時点で早期に自衛隊から外す必要がある。
- 災害派遣の後方支援や、駐屯地等の管理があり、すべての部隊等を出動させるわけにはいかない。米国では、空になった駐屯地は予備役や地元の人が支える。日本も予備自衛官・OB等の活用をもっとやるべき。
- 全国の高速道路のパーキングエリアを防災拠点とし、自衛隊が所有している人命救助セット（牽引移動可能な船舶用コンテナ）を設置すれば、移動に便が良く、倉庫等の建物も不要で、広域的に活用ができる。
- 人命救助の道具は、ジャッキでもチェーンソーでも、使ったことのないものは使いにくい。道具は、信頼性の高いものでスペックを統一して、どの防災倉庫にも同じものが入っていることが重要。
- SPEEDI と自衛隊の特殊武器防護隊で測定した放射線量と組み合わせれば、信頼性の高い汚染区域が出てくる。
- 企業の本社機能の 70%が東京に集まっている。企業は分散する努力もしているが、首都圏で電気等のライフラインの維持・復旧を進めないと、低迷が長期になり国家機能が中途半端になってしまう。
- 立川の防災拠点を国の本部として使用するが、機能するまで最低 3 時間はかかる。機材も古い。本当に国の本部として役立つよう、訓練と施設整備をすべき。
- 中規模程度の防災訓練をすると 3 億円ぐらいかかる。小さな自治体では、大規模な訓練はお金の面でもなかなかできない。国が補助すべき。
- TEC-FORCE について言及があったが、更に積極的な活動につなげていきたい。
- 国交省は、大震災後 1 年を契機に、これまでの活動を集約し、行動としての報告書をとってとりまとめをする。
- 今は中間報告だが、まとめた以上、世の中を動かしていかななくてはならない。

- 例えば、中央省庁において、抜き打ち的に一斉当庁訓練をやってみるなど、この報告書を踏まえて、今だったらできること、世の中を動かすようなことを是非やるべき。

(以上の議論を踏まえ、中間報告を案のとおり決定。)

【中間報告承認についての座長挨拶（内閣官房長官）】

- 未曾有の大災害、東日本大震災から今度の日曜日で丸1年、その節目を前に、防災対策推進検討会議の中間報告をとりまとめることができた。皆様の御尽力に改めて御礼を申し上げる。
- 単なる提言にとどめることなく、具体的な内容を、詰められるものから詰めていき、速やかに政策として実現をしていくことが必要と考えている。政府としても、今後とも防災対策の一層の充実強化に取り組む。
- 東日本大震災の経験、教訓を踏まえ、災害に強い国づくりを進めていくために、夏の最終報告に向けての委員の皆様方のなお一層のお力添えをお願いしたい。

【政府としての当面の取組方針について】

- 今月中にも、中央防災会議を開催し、政府としての当面の取組方針を決定したいと考えている。
- 提言を踏まえた具体の施策の実施に当たっては、その状況を継続的に把握し、点検して、防災対策の有効性を一層高める。これを絶えず繰り返していくことが大事だと思っており、それに努めたい。

【最終報告に向けた議論の進め方及びワーキンググループの設置】

- この会議は、夏の最終報告に向け、今後月に1、2回程度の頻度で開催。
- 議論の進め方としては、内容の具体化を図り、関係省庁から説明を受けたり、あるいはワーキンググループの議論を検討会議の議論に反映する等により進めたい。また、国民的なレベルでの議論の喚起をしたい。
- 防災対策検討推進会議の下に、南海トラフの巨大地震対策、首都直下地震対策検討を進めるためのワーキンググループを新たに設けたい。
- 避難の専門調査会の下にワーキンググループがあるが、避難の専門調査会は終わるので、防災対策検討推進会議へ移したい。

(以上について了承。)

【各省庁の取組状況について】

- 各省庁それぞれ各自のテーマを設定し、外部委員等にも委託し、さまざまな観点から検討を進めている。一部は最終報告が出ており、まだ継続的に実施しているものもある。
- 気象庁は、津波予報の形態を変え、地震の観測網も形を変えるなど、既に動き出している。消防庁も消防団員の今後の行動についての指針を示している。各府省それぞれの考え方でいろいろな成果を出している。
- 最後に1つ残っているのは、初期の政府の対応の評価だと思っている。地震と大津波に関しての政府の対応がどうだったのかについては、いずれきちんとした形での検証をしなければならないと考えている。

以 上